

米印合意の功罪

福井 康人

はじめに	38
1. インドによる核開発の歴史と現状	41
(1) インドによる核兵器開発	41
(イ) 核実験に至る背景	41
(ロ) 1974年の核実験	42
(ハ) 1998年の核実験	44
(2) インドの核戦力及び関連運搬手段の現状	45
(3) インドの原子力事情	47
2. 核関連政策	48
(1) 核ドクトリン	48
(2) 核関連主要軍縮・不拡散条約に対する立場	49
(イ) NPT	50
(ロ) CTBT	51
(ハ) FMCTの構想	52
(3) 「事実上の核兵器国」への道	53
3. 米国との民生原子力協力（米印合意）	54
(1) インドの民生利用施設分離計画	54
(2) 米印合意を巡る2つの対立する見解	55
(3) 米印合意を構成する文書	59
(4) インドの例外化についてのNSG総会声明の採択	61
終わりに	63

はじめに

インドの原子力開発の歴史は、英国領インドからの独立（1947年）より以前の1945年にムンバイにおいてタータ基礎研究所（TIFR）¹⁾が設立された時点にまで遡ることが出来る。インドは1954年4月にネルー首相が最初に核兵器実験停止を提唱²⁾するなど核実験禁止のさきがけとなる主張を行った国であるが、1974年及び1998年に核実験を実施し、パキスタン等と並び「事実上の核兵器国」と看做されている。また、インドは核兵器不拡散条約（NPT）を核兵器国と非核兵器国とを差別するものであるとして、同条約への加入を現在もかたくなに拒否し続けており、1998年にインドに対抗する形で核実験を実施した隣国パキスタンとともに南アジア地域情勢の不安定化要因の一つとなっている。

特に1998年のインド及びパキスタンによる核実験については包括的核実験禁止条約（CTBT）の国連総会での採択後に強行されたこともあり、当時国際社会から強い非難を受けた。しかしながらその後、2001年9月11日、米国において同時多発テロ事件が発生したことにより、特にパキスタンから対テロ協力支援を取り付ける必要が出てくるなど国際情勢が根本的に変化したこともあり、これまで1998年の核実験を契機に両国に対して強く実施してきた経済制裁等を解除せざるを得ない状況が発生し、米国をはじめとする主要国は、核開発を着実に進めるインドに対して不拡散上の懸念を有しつつも、政策転換を行う必要にせまられた。

その後、2005年7月18日には、米国ブッシュ大統領とインド・シン首相が米印両国の民生原子力分野における協力を合意した旨共同声明³⁾を発表するに至り、状況はコペルニクスの展開を迎える。同声明では、両国が民生原子力協力を合意する

-
- 1) HERITAGE, Bhabha Atomic Reseach Centre
(<http://www.barc.ernet.in/webpages/about/hjb.htm> に掲載)
 - 2) Standstill Agreement, Statement in the Lok Sabha (the Indian Parliament) by Prime Minister Jawaharlal Nehru, April 2, 1954
(<http://www.indianembassy.org/policy/Disarmament/disarm2.htm> に掲載)
 - 3) Indian-US Joint Statement, 18 July 2005
(<http://www.indianembassy.org.br/eng/India-US.htm> に掲載)

とともに、インドは、民生原子力施設の分離、民生施設への国際原子力機関（IAEA）による保障措置の適用、IAEA 保障措置協定追加議定書の署名、兵器用核分裂物質生産禁止条約（FMCT）締結に向けての努力、輸出管理の遵守など核不拡散への貢献を約束した。これは NPT に加入せず、核実験を行うなど核開発を進めているインドに対して米国が原子力関連輸出を行うことを認めることを意味し、この協力が実施されると、印パの核軍拡競争に激化する可能性があるとの懸念も表明されている。他方、この米印合意についてはエネルギー安全保障、地球温暖化・環境保護の観点からその利点を強調する意見があり、米国のみならずフランス等、インドとの民生原子力協力を積極的に推進しようとする国もある。このように、米印合意は強い不拡散上の懸念とともに国際社会から注視されていた一方で、エネルギー安全保障等の観点から推進されるべきとの相反する意見が各国政府、民間（産業界及び NGO）から出され、最終的に IAEA 理事会及び原子力供給国グループ（NSG）総会での検討を経た結果、2008 年 9 月に「インドの例外化」が承認され、今日に至っている。

インドを巡る核問題については、これまでもパーコピッチ・カーネギー平和財団副会長の博士論文をベースに出版された名著 *India's Nuclear Bomb* や最近では同氏が核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）から委託され執筆した *THE U.S.-INDIA NUCLEAR DEAL*⁴⁾ のみならず、豊富な高いレベルの先行研究がある中で、米印合意をテーマとすることは勇気を要するものである。他方、インドの核問題とは密接な関係を有する NPT の第 8 回運用検討会議が 2010 年 5 月に開催予定であり、この機会に NPT の枠外で「事実上の核兵器国」となっているインドの核開発の歴史を振り返り、核不拡散体制のみならず核軍縮分野への影響につき一考察を試みることは一片の意義なりあるものと考えている。このため本稿においては、先ず、米印合意を見る上で不可欠なインドの核兵器開発及び原子力事情、並びに核政策及び主要核不拡散・軍縮政策について、更には米印合意につき概観した上で、

4) George Perkovich, *The U.S./India Nuclear Deal*, ICNND, 2009 同論文は米印合意につき、いかにダメージコントロールがなされるべきか (How to repair the Damage) 等を論じている。(http://www.icnnd.org/research/US_India_Nuclear_Deal.pdf に掲載)

米印合意の功罪について、事後検証的ではあるも、本件により生じる受益者・不利益を被るのは誰かという判りやすい観点から検討する。

ちなみに、インドのように NPT の枠外にあり且つ核兵器の保有が推定される国の呼称については、かつては「敷居国 (Threshold Country)」や最近では「核武装国 (Nuclear-armed States)」⁵⁾ と言った表現が使用されることもあるが、本稿においては「事実上の核兵器国 (*de facto* Nuclear-weapon States)」の表現を用いる。これは、核兵器国の定義⁶⁾が 2009 年末現在で 190 か国により締結されているという非常に普遍性の高い多数国間の国際約束である NPT により明確に規定され、米印合意についてもこれまで NPT を前提に種々の議論が展開されているとの事実を鑑み、インドは NPT 上の核兵器国、即ち「法律上の (*de jure*) 核兵器国」ではなく、同条約を改正しない限り核兵器国にはなり得ない「事実上の (*de facto*) 核兵器国」の категория に属するとの認識に基づいている。更に、非核兵器国が原子力の平和的利用にかかる「奪いえない権利 (同条約第 4 条)」を享受するためには「保障措置を受諾することを約束する (同条約第 3 条 1 項)。」ことが前提とされており、NPT を改正しない限りは核兵器国になり得ないインドは、NPT のロジック上、NPT に非核兵器国として加入し、包括的保障措置を受諾した上で原子力の平和的利用の権利を享受すべきであるにもかかわらず、同国に対して例外的な扱いを認めることは、秘密裏に核兵器開発を進めようとする国に対して核兵器開発を断念させるための抑止力を失いかねないとの懸念が根本にある。

5) *ELIMINATING NUCLEAR THREATS A PRACTICAL AGENDA FOR GLOBAL POLICYMAKERS*, ICNND, 2009, P18 上記報告書パラ 2-14 及び同 2-15 は、いわゆる「5+3」の核保有国を核武装国と定義し、北朝鮮についてはこのように定義することは時期尚早としている。

6) NPT 第 9 条 3 項は「核兵器国は 1967 年 1 月 1 日以前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国」と規定し、同カットオフ・デート以降に核実験を実施しても核兵器国にはなりえないことを明確にしている。他方、保障措置の受諾が原子力の平和的利用を享受しうる条件とされている非核兵器国との関係では、同第 6 条が NPT 締約国に対して「核軍縮交渉義務」(「1996 年の核兵器の使用・威嚇の合法性についての ICJ 判決」における勧告的意見は核軍縮交渉の完了まで確認)を課している他、1995 年 NPT 無期限延長・運用検討会議で決定された「原則と目標」等の内容に鑑み、実際に核兵器を保有する核兵器国については核軍縮義務が生じるものと解され、権利義務関係の衡平化が図られている。

1. インドによる核開発の歴史と現状

(1) インドによる核兵器開発⁷⁾

(イ) 核実験に至る背景

インドにおける核開発の歴史の中でも、特に核爆発能力の開発は隣国である中国への対応が契機となっており、1962年の中印戦争以来インドの北方正面の脅威となり続けている中国が1964年10月に核実験に成功すると当時のインドのシャストリ政権は1965年に「地下核爆発計画」を承認し、具体的な核兵器開発に着手することとなった。いわばその成果が1974年の平和的核爆発の実施であり、その後も1980年に再度政権に就いたインディラ・ガンディ首相のインド国民会議派政権以降は核の選択枝を維持するオプション・オープン政策を取るなどしてきた。アジアの大国である中印両国は、その後も2005年に「戦略的パートナーシップ」に合意したにも拘わらず、4057kmに亘る両国間国境等を巡り、(後述の)インド・パキスタン国境紛争以上に複雑な状況を呈しており⁸⁾、表面的な関係はともかく両国間関係の深化に苦慮している。

地政学的なもう一つの要因は、インドと同様英領インドから分離独立し、1972年以降Z. A. ブットー首相の下で核開発を加速したパキスタンの存在であり、カシミール問題を含めたインドとの国境紛争を抱えている同国もその後の政権交代にもかかわらず何度も核実験を行おうとした。インドも1982年及び1983年にも核実験を企てようとしたが米国の圧力で中止され、1995年に再度核実験を実施しようとして未遂に終わっている。しかしながら、1998年には核兵器の保有に積極的な態度を示していたバジパイ政権下での2回目の核実験を実施した。このような流れについて、インド政府が同年5月27日に提出した「インドの核政策の展開」は80年代及び90年代に核兵器及びミサイルの拡散によりインドの安全保障環境が徐々に悪化

7) 本稿における核開発関連の事実関係記述は各種公開資料を参照したが、代表的なものとして、George Perkovich, *India's Nuclear Bomb, The impact on Global Proliferation Updated Edition with a New Afterword*, University of Californian Press, 1999 P178-189等。

8) Christophe Jaffrelot, *New Delhi et le monde : Une puissance émergente entre realpolitik et soft power*, Édition Autrement, 2008, P79

していったため核実験を実施する必要があったことを理由としている。つまり、1998年の核実験の背景には、冷戦の終結とともに米国を中心とする核不拡散体制が強化され、事実上の核兵器国を目指すインドが孤立していったことも上げられる。冷戦中には米ソ中心の核不拡散体制に反発していた中国とフランスが1992年にNPT上の核兵器国としての特権的地位が承認され、P5を中心とする体制が強化された結果⁹⁾として、インドの意に反して同国にはNPT上の非核兵器国としてNPTに加入するように国際的な圧力がかかるようになり、1995年のNPT無期限延長・運用検討会議においてNPTの無期限延長が決定されたことによりその圧力は更に高まった。また同時期に交渉の最終段階にあったCTBTとの関係で、インドの条約参加を前提とする形で発効要件¹⁰⁾が確定したため、後述のとおり、当時の軍縮会議(CD)インド代表はCTBT交渉からの離脱を発表している。このように、インドによる核実験の背景には、地域的にはインドを取り巻く中国及びパキスタンに対抗するためという地政学的理由、全世界的にはインドを取り巻く不拡散体制の強化への反発が背景にある。

(ロ) 1974年の核実験¹¹⁾

インドによる最初の核実験はコード名「微笑む仏陀 (Smiling Buddha)」と名づけられ、「平和的核爆発」の目的で1974年5月18日に実施された。同実験は、1972年にインディラ・ガンディ首相がバーバー原子力研究センター (BARC) 視察中に核実験に使用するための核爆発装置の開発許可を与えたことにより開始されたとされる。実際の研究開発はBARCグループ (核システム設計、電気爆破システム、中

9) 黒澤満 軍縮国際法 新山社 2003年 P263

10) CTBT第14条1項は「附属書二に掲げるすべての国」即ちP5を含む潜在的核開発能力を有する国44か国全てによる批准を発効要件としている。具体的には「千九百九十六年六月十八日現在の軍縮会議の構成国であって、同会議の千九百九十六年の会期の作業に正式に参加し、かつ、国際原子力機関の「世界の動力用原子炉」の千九百九十六年四月版の表1に掲げられているもの及び同会議の千九百九十六年の会期の作業に正式に参加し、かつ、同機関の「世界の研究用原子炉」の千九百九十五年十二月版の表1に掲げられているもの (附属書二)」と規定。CTBTは発効要件に単純多数方式を採用していないため、条約署名開放後13年が経過した現時点においても条約発効の見通しは立っていないのが実情。

11) 核実験の事実関係については *India's Nuclear Weapons Program/ Smiling Buddha: 1974* (<http://nuclearweaponaarchive.org/India/IndiaSmiling.html> に掲載) 等を参照。

性子イニシエーター、プルトニウム・コア製造、システム統合)、防衛研究開発機構グループ(高性能爆薬による爆縮システム及び信管開発)の2つの開発グループが担当していた。

この実験に使用された爆縮装置は、米国が第二次世界大戦中に開発した高速・低速爆薬を組み合わせたレンズ方式により爆縮を行うタイプ¹²⁾で、上記の2グループのうち後者により終端段階弾道研究所において開発され、核分裂連鎖反応を起こすための中性子イニシエーターはポロニウム・ベリリウム・システムが採用されている。また、この核爆発装置に必要なプルトニウムは使用済み燃料の再処理により入手されたが、プルトニウム生産に使用されたのはカナダにより提供された重水減速型天然ウラン燃料の原子炉であり、重水は米国から供給されていたため同炉はCIRUS (Canadian-Indian-US) と呼ばれていた。

インドの核実験は1968年に作成され1970年には発効したNPTに対する挑戦となったため国際社会からの強い非難を受けたが、他方、インドはこの核実験が「平和的目的の爆発」であるとしてその正当性を主張した。事実、法的側面を見ると当該核実験が不法行為であると断定するのは困難で、1974年当時、地下核実験以外の核実験については部分的核実験禁止条約(PTBT)により禁止されていた¹³⁾が、同核実験は地下核実験であったため禁止の対象外であった。また、カナダからのCIRUS 炉供与のベースとなったカナダ・インド原子力協力協定¹⁴⁾にはカナダが供給した施設に対する厳格な管理規定がなく、供与された施設が平和的目的のみに利

12) Robert Serber, *THE LOS ALAMOS PREMIER the lectures on how to build an atomic bomb*, University of California, 1992, PP59-61 同資料は核爆発に必要な爆縮を行うために当時概念設計された shooting 技術につき説明。

13) 「大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約」(Treaty Banning Nuclear Weapon Test in the Atmosphere, in outer Space and under Water) 第1条は地下核実験以外の核実験(「核兵器の実験的爆発及びその他の核爆発」)を禁止。

(<http://disarmament.un.org/TreatyStatus.nsf/44e6eeabc9436b78852568770078d9c0/35ea6a019d9e058a852568770079dd94?OpenDocument> に掲載)

14) IAEA, THE TEXT OF A SAFEGUARDS AGREEMENT BETWEEN THE AGENCY, CANADA AND INDIA, and PART II (INFCIRC/211), 1974 1963年カナダ・インド原子力協力協定第4条は「平和的目的で使用 (will be used only for peaceful purposes.) される。」とのみ規定。(<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/Others/infcirc211.pdf> に掲載)

用されるとの条件で合意されており、この核実験が平和的目的であると主張することにより同協定違反であるとの批判に反駁することが可能であった。

(ハ) 1998 年の核実験¹⁵⁾

1998 年 3 月にインドの安全保障政策につき強硬な態度を取るバジパイ政権が成立し、他方でパキスタンが弾道ミサイル発射実験を行うなどインド・パキスタン双方で緊張が高まるなか、インドは同年 5 月 11 日及び同 13 日に合計 5 個の核爆発装置による核爆発実験を行った。これらの核実験は軍事目的で実施されたが、1974 年の核実験と同様に、バーバー原子力研究センター (BARC) 及び防衛研究開発機構 (DRDO) の 2 つの組織からなる研究実験チームにより研究開発が行われ、DRDO 傘下の研究所が設計、高度信管の試作及び製造、爆縮システム等の開発の他、システム工学、流体力学、安全装置設計等兵器開発化を担当した。第 1 回目 (11 日) に行われた実験では、核分裂装置、低爆発力装置、熱核反応 (水爆) 装置を使用した 3 回の実験が実施され、第 2 回目はコンピューター模擬実験や未臨界実験実施に必要なデータ収集のためとして低出力核装置による 2 回の核実験を行っている。ちなみに、1996 年には米国の偵察衛星により実験準備が米国により事前に察知されたこともあり、核実験場で実際に事前準備を行った工兵部隊は、夜間に作業を行ったのみならず、掘削等に使用する重機は同じ場所に戻す、ケーブルは埋設し自然の植生に戻す等衛星監視により察知されないよう注意したこともあり、米国等も事前に察知することが出来なかった¹⁶⁾。

インドの核実験は地下核実験を含むあらゆる場所での核実験を禁止する CTBT 成立後に強行され、隣国パキスタンも続き核実験を行うなど一連の動きによる国際安全保障への悪影響が強く懸念されたこともあり、インドを核兵器国と認めない、即時且つ無条件の NPT 加入、CTBT 署名・批准を要請、兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) 交渉への参加を要請、核兵器開発とミサイル開発の中止の要請

15) 事実関係等については *India's Nuclear Weapons Program/ Operation Shakti: 1998* (<http://nuclearweaponarchive.org/India/IndiaShakti.html> に掲載) を参照。

16) *India's Nuclear Weapons Program/ Operation Shakti: 1998*, op. cit.

などを主要な内容とした国際的非難を浴びることとなった。5月に開催されたG8バーミンガム・サミットは同核実験を非難する外相声明を発出するとともに¹⁷⁾、国連安全保障理事会においても6月6日には核実験を非難する安保理決議¹⁸⁾が採択され、主要国は直ちに経済制裁を含む厳しい措置を取った。

核実験実施後、インドが核実験を行った理由として当時のバジパイ首相は、核・ミサイル拡散による安全保障環境の悪化及び隣国での核兵器増大と、より高性能化したミサイルの導入等を挙げて、パキスタン及び中国の脅威が動機であると明言した¹⁹⁾。他方で、国際的な非難の高まりを意識してか、核実験は自国の安全保障維持に最低限必要な行為であり、核兵器は他国への侵略・威嚇に用いるのではなく、自国が核の威嚇を受けないための自衛兵器であるとして地下核実験の自発的モラトリアムも併せ宣言している。

(2) インドの核戦力及び関連運搬手段の現状

このように総計6回に亘る核爆発により核兵器製造技術を取得し、インドは「事実上の核兵器国」となったが、SIPRI年鑑2007年版は2005年末の段階でインドは兵器級プルトニウムを520kg保有するとしている²⁰⁾。インドは核戦力の詳細をつまびらかにしていないものの、同年鑑はこれまで軍事用プルトニウム製造に使用された原子炉の稼働期間の推定、兵器級プルトニウム以外のプルトニウムを兵器製造に使用した可能性や、製造過程でのロス²¹⁾等のため正確な兵器用核分裂性物質の保有量の推定は困難であるとしているも、他方で上記の兵器級プルトニウムは100以

17) バーミンガム・サミット外相声明における地域情勢（南アジア関連部分）

(http://www.mofa.go.jp/policy/economy/summit/1998/regnl_stmnt.htmlに掲載)

18) Résolution 1172 (1998), le Conseil de sécurité sur la paix et la sécurité internationales. わが国が議長国を勤めていた1998年6月6日に採択。

([http://www.un.org/french/documents/view_doc.asp?symbol=S/RES/1172\(1998\)](http://www.un.org/french/documents/view_doc.asp?symbol=S/RES/1172(1998))に掲載)

19) EVOLUTION OF INDIA'S NUCLEAR POLICY, presented to the Lok Sabha, the Indian Parliament, 27 Mai 1998 (<http://www.indianembassy.org/pic/nuclearpolicy.htm>に掲載)

20) SIPRI Yearbook, *Armaments, Disarmament and International*, 2007, Stockholm International Peace Research Institute, PP539-541

21) 同年鑑ではその原因について詳細な技術的説明はなされていないが、核物質計量管理においても核物質不明量（MUF, Material Unaccounted For）問題は避けられないのが現状。

上の核弾頭に匹敵すると推定値を掲載している他、実際の配備済みの核弾頭数（戦略核・戦術核の双方）については 60 発から 70 発と推定している²²⁾。

更に、核関連運搬手段については、インドの核攻撃戦力の主力は攻撃爆撃機であり、フランスから購入したミラージュ 2000H は核投下弾の運搬能力認証を受けたとされており、ジャガーIS も 4 飛行隊程度が核運搬能力を付与されているとみなされている。陸上核戦力として、94 年以降インド軍に使用されているプリトビ I 型ミサイルがその射程（150km）及び有効搭載量（800kg）が唯一作戦可能な核能力を有するミサイルとみなされていた。パキスタンを意識して開発されたと見られる短距離射程のアグニ I 及びアグニ II と異なり、2008 年 5 月に第 3 回発射実験を行ったアグニ III 中距離弾道ミサイル²³⁾は 4000km の射程を有し、慣性・GPS 補正誘導装置が搭載されており、インド側は公式には認めていないものの、核弾頭搭載可能と推定され（有効積載量は 1 トン²⁴⁾）、インドにとり仮想敵国の一つである中国を念頭において開発が進められていると見られている。また、インドは核抑止力の確保には密接な関係を有する原潜開発も着実に進めていたが、2009 年 7 月 26 日には弾道ミサイル発射可能な原子力潜水艦アリハント（古代サンスクリット語では「敵の破壊者」の意の由）が進水したとの報道²⁵⁾もなされている。後述のとおり、この原潜の船用炉に必要とされる高濃縮ウランも国内にウラン濃縮施設があるため、原潜用核燃料の調達にも困らないものと推察される。

22) *SIPRI Yearbook 2008: WORLD NUCLEAR FORCES*, Stockholm International Peace Research Institute, P367 (<http://www.sipri.org/yearbook/2009/files/SIPRIYB0908.pdf> に掲載)

23) Bruno Gruselle, *Missiles et défense antimissile en Inde*, 2008, Fondation pour la Recherche Stratégique, PP20-21 同資料によれば、アグニ III 型弾道ミサイルの有する 4000km の射程によりインド国内から北京を含む中国の殆どの大都市は攻撃可能との由。
(www.frstrategie.org/barreFRS/publications/rd/RD_20080228.pdf に掲載)

24) SIPRI 年鑑はアグニ III 型ミサイルの有効積載量につき 1.5 トンと推定。

25) *India launches its first ballistic missile nuclear submarine Arihant: India's Ambitious Nuclear Submarine Project* Indiastrategic.
(<http://www.indiastrategic.in/topstories332.htm> に掲載)

(3) インドの原子力事情

インドの原子力関連の国内資源を見ると、ウランについては低品質のものしか発見されておらず、他方でトリウム資源は約 32 万トンと推定されている²⁶⁾。ウラン濃縮を行わずに核燃料として使用しようとするれば必然に重水炉オプション志向となるが、このような状況から、同資源を活用して最終的には高速増殖炉によるトリウム・サイクルの確立を目標として、3 段階に分けて研究開発を進めている²⁷⁾。第一段階は、天然ウランを燃料として加圧重水炉 (PHWR) で発電し、使用済み燃料を再処理してプルトニウムを生産するものであり、インド原子力発電公社 (NPCIL) を中心に行われている。第 2 段階は、プルトニウムを燃料として高速増殖炉 (FBR) で発電するとともに、ウラン 228 とトリウム 232 を照射、再処理してプルトニウム 239 とウラン 233 を生産するものであり、インディラ・ガンディ原子力研究センターを中心に行われている。最後の第 3 段階は、ウラン 233 を燃料として高速増殖炉 (FBR) で発電するとともに、トリウム 232 を照射、再処理してウラン 233 を生産するものであり、バーバー原子力研究センター (BARC) を中心に進められている。

現在トリウム・サイクル確立までの第 2 段階にあると認識されており、インドは濃縮以外のサイクル技術 (燃料加工、発電炉、再処理、高速増殖炉等) をほぼ取得していると見られている。2006 年末の時点で、インドの原子力施設は、研究炉 (3)、動力炉 (15 機稼働中、8 機が建設中、3 機が計画中)、増殖炉 (1 機稼働中、1 機が建設中)、ウラン濃縮施設 (1 稼働中)、使用済み燃料再処理施設 (3)、重水製造工場 (6)、ウラン処理施設 (3 鉱山、2 採掘ユニット、1 精製工場、3 又は 4 の燃料加工工場) とされている。問題は民生用及び軍事用のための原子力施設が混在している上に、一部の施設にのみ、旧式の 66 型保障措置が適用されていたことである。これは 1974 年の核実験に使用されたプルトニウム生産の例を見るまでもなく、インドが原子力の平和的利用を隠れ蓑にして兵器用核分裂性物質を生産することが不

26) World Nuclear Association によれば、2009 年 9 月現在の埋蔵量を 31.9 万トンと推定し、*Uranium 2007: Resources, Production and Demand*, Nuclear Energy Agency (June 2008) 等のデータに準拠している由。(http://www.world-nuclear.org/info/inf62.html に掲載)

27) *ANUSHAKTI, Atomic Energy in India: Strategy for Nuclear Energy*, Bhabha Atomic Research Centre, (http://www.bercernet.in/webpages/about/anu1.htm に掲載)

可能ではないとの懸念を持たれていたが、2008年にはインドが軍民分離計画を発表し、後述のインド IAEA 保障措置協定により、今後インドの民生用施設がインド特有 (India-specific) な保障措置下に置かれることとなった。

2. 核関連政策

(1) 核ドクトリン

インドの核ドクトリンの萌芽は、インドが 1998 年に 2 回目の核実験を実施した翌年 1999 年 8 月に、国家安全保障顧問会議がまとめた核ドクトリン草案²⁸⁾に遡ることが出来る。同草案の目的は「インドの核戦力の開発、配備及び使用についての広範な原則を概説するもの (パラ 1.1)」であるとしており、インドは「信頼できる最小限の核抑止力のドクトリンを追求するとし (パラ 2.3)、インドの核兵器の基本的目的は「いかなる国家又は団体がインド及びその戦力に対して核兵器の使用そのもの及び使用による脅威を抑止するため」(パラ 2.4) であり、核兵器を持たない又は核兵器国と同盟を結ばない国に対して核兵器の使用や威嚇に訴えない」(パラ 2.5) として核の「先制不使用」及び「消極的安全保障」を訴えている。また、インドの核戦力については、「効率性、持続性、多様性、柔軟性を有し、信頼できる最小限の抑止力の要件を満たすもの」とされ、具体的には航空機、移動型地上ミサイル、艦載部隊からなる 3 本柱を基礎とするものとしており、核実験を含むインドの核開発を正当化する試みがなされている。

その後 2003 年 1 月、インドの安全保障会議はインドの核ドクトリンの運用化における進捗状況のレビューを行った際に核ドクトリン²⁹⁾の内容を明らかにしている。具体的には、①信頼できる最小限の抑止力の構築・維持、②核兵器の先制不使用、③インドが核兵器を使用するのはインド領域又はいかなる場所に駐屯するインド軍

28) Draft Report of National Security Advisory Board on Indian Nuclear Doctrine, 17 August 1999, (www.indianembassy.org/policy/CTBT/nuclear_doctrine_aug_17_1999.html に掲載)

29) Press release, "CABINET COMMITTEE ON SECURITY REVIEWS PROGRESS IN OPERATIONALIZING INDIA'S NUCLEAR DOCTRINE", 4 January 2003--Prime Minister's Office

(<http://pib.nic.in/archieve/lreleng/lyr2003/rjan2003/04012003/r040120033.html> に掲載)

が核攻撃を受けた場合のみ、④核報復攻撃は文民のリーダーシップによってのみ正当化される、⑤非核兵器国に対する核兵器の不使用（ただし、インド又はいかなる場所に駐屯するインド軍が生物・化学兵器による大規模な攻撃を受けた場合の核兵器による報復オプションの権利は保持）といった核戦略方針を挙げている。他方、国際的批判等にも配慮してか、核及びミサイル関連の物資・技術の輸出管理の継続、FMCT 条約交渉への参加、核実験モラトリアムの継続、更には全世界的な、検証可能且つ非差別的な核軍縮を通じての核兵器のない世界を目指すコミットメントについても言及している。

更にインドの核ドクトリンが表明されている最近の事例は、2004年5月に成立したマンモハン・シン政権が発表した政策綱領「インド政府の国家共通最小計画」³⁰⁾である。この政策綱領は内政・外交等すべてをカバーする包括的な綱領であるが、防衛・国内安全保障のセクションにおいて、軍装備の近代化に向けた努力と信頼しうる核兵器計画の維持及び、近隣核保有国との間で実施可能且つ検証可能な信頼醸成措置を発展させることに対するコミットメント、世界的な核軍縮を推進し、核兵器のない世界に向けて主導的役割を果たすことにつき言及している。以上、1989年5月に当時のバジパイ首相が核実験直後に「インドは今核兵器国になった。」と宣言して以降に表明されたインドの核ドクトリンを見てきたが、政権交代等にもかかわらず一貫した核政策が維持されていることが伺える。

（2）核関連主要軍縮・不拡散条約に対する立場

核政策とコインの裏表の関係にある主要な核軍縮条約に対するインドの立場を見ると、近年では2007年10月に開催された国連総会第一委員会テーマ別討論における核軍縮ステートメントにおいて、「普遍的、非差別的及び包括的な核軍縮」への長きに亘るインドのコミットメントに言及しており、「普遍的」「非差別的」「包括的」の3つの単語がインドの核軍縮についての立場を見ていく上で鍵となっている。ま

30) NATIONAL COMMON MINIMUM PROGRAMME OF THE GOVERNMENT OF INDIA, May 2004 (<http://nceus.gov.in/NCMP.htm> に掲載)

た、2009年国連総会第一委員会にわが国等が提出した核軍縮決議案に対する投票理由説明³¹⁾等で表明しているように、インドの核軍縮に対する立場は一貫して明確にされている。

ちなみに、2008年10月に潘基文（Ban Ki-moon）国連事務総長が「核兵器禁止条約」への言及を含む5つの具体的提言を行ったこと³²⁾を契機に同条約への関心が高まりつつあり、先述のICNNDも中期的措置として同条約作成を勧告³³⁾している。インドは関連決議（A/RES/64/59等）を隔年毎に国連総会に提出しており、これは一見核軍縮に熱心な姿勢とも見えるが、核兵器開発を前提とした核実験を実施したインドの過去の歴史的事実を踏まえると説得力に欠けるのではと思われる。

（イ）NPT

まず、非核兵器国としてのNPT加入を拒否しているインドはCDの前身である軍縮委員会（DC）において、NPT条約交渉開始時に5項目に亘る提案を行っている³⁴⁾。即ち、①核兵器または核兵器技術を他国に委譲しないという核兵器国の約束、②核兵器を所有しない国に対して核兵器を使用しないという約束、③核兵器能力を有する国または持とうとしている国により威嚇される国の安全保障を確保するための国連を通じての約束、④包括的核実験禁止、核兵器及び運搬手段の生産の完全な凍結、並びに現存の貯蔵の大幅な削減を含む軍縮に向けての具体的な進展、⑤核兵器を取得せず製造しないという非核兵器国の約束というパッケージ提案であったが、その後の条約交渉終了後には、NPTの不平等性等を理由にNPTに参加しないことを公式に表明した。2007年10月に開催された国連総会第一委員会における核関連決議の際の投票理由説明³⁵⁾においては、国際約束への加入は国家の自由意思に基づ

31) 第63回国連総会第一委員会における核関連決議に対するインドの投票理由説明

(<http://www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com09/eov/IndiaL36.pdf>に掲載)

32) UN Secretary-General Ban Ki-moon's address to the East-West Institute: The United Nations and Security in a Nuclear-Weapon-Free World(SG/SM/11881DC/3135)

(<http://www.un.org/News/Press/docs/2008/sgsm11881.doc.htm>に掲載)

33) *ELIMINATING NUCLEAR THREATS A PRACTICAL AGENDA FOR GLOBAL POLICYMAKERS*, ICNND, 2009, op.cit., PP224-226 核兵器禁止条約にかかる勧告 73、核不拡散・核軍縮についての国際委員会報告書 [パラ 20.38-44]

34) 黒澤満著 軍縮国際法の新しい視座 有信堂 1986年 PP165-166

35) 第62回国連総会第一委員会における核関連決議 L. 2, L.25, L.30 and L. 40 [Cluster I:

くとして条約法に関するウィーン条約を引用しつつ、インドに対して非核兵器国として NPT 加入および IAEA 保障措置を全ての原子力活動に対して受入れを強制するのは右に反するとしてインドの NPT についての立場を表明している。

(口) CTBT

ヤンガー (S. Younger) 元ロス・アラモス米国国立研究所上級フェローは CTBT を「核兵器の将来について議論するグループ間の根本的乖離を示す (illustrate)」³⁶⁾ と評したが、とりわけ核兵器開発初期段階で不可欠とされる核実験を禁止するいわば核兵器開発の質的改善を妨げるのに有効³⁷⁾な CTBT の宿命であることはインドに対しても同様に作用する。CD での条約交渉終盤に近づきつつあった 1996 年 6 月 20 日にゴーシュ (A.Ghose) インド軍縮代大使 (当時) が、CTBT の発効がインドの署名・批准を条件としている点につき条約加盟を強要するものとしてラマカー (J.Ramaker) 議長の下で交渉されていた最終条約案 (CD/NTB/WP.330/Rev.1) に対する拒否を表明した³⁸⁾。このため CD 手続規則 (CD/8/Rev.9) 第 18 条に規定されているいわゆる「コンセンサス・ルール」³⁹⁾に基づき、CD での同条約案採択が不可能となり、同条約議定書附属一の施設リストについても、インド国内に設置が予定されていた国際監視制度(IMS)施設名を削除の上、将来決定予定 (TBD, To be determined) と修正された。次善の救済策として、CTBT 条約案を決議案として、投票により採択可能な国連総会に提出することにより最終的にようやく条約採択に

Nuclear Weapons] に対するインド代表団による投票理由説明。

(<http://www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com07/res/resindex.html> 掲載)

36) Stephen M. Younger, *THE BOMB, A NEW HISTORY*, Harper Collins Publisher, 2009, P149

37) CTBT 前文パラ 5 は「すべての核兵器の実験的爆発その他の核爆発の停止は、核兵器の開発及び質的改善を抑制し並びに高度な新型核兵器の開発を終了させることによって、すべての側面における核軍備の縮小及び核不拡散にとって効果的な措置となることを認識」と規定。

38) The STATEMENT by Ms. Arundhati Ghose, Permanent representative of India to the Conference on Disarmament, 20 June 1996

(http://www.indianembassy.org/policy/CTBT/ctbt_cd_june_20_96.htm に掲載)

39) 浅田正彦 NPT 延長会議における無期限延長の決定—そのコンセンサス採択を巡って—岡山大学法学会雑誌 第 45 巻第 1 号 1995 年 PP503-509 同論文では OSCE 手続規則等の国際文書におけるコンセンサスによる意思決定の実例分析が行われているが、CD の場合は作業及び決定の双方がコンセンサスにより行われる必要がある (shall conduct its work and adopt its decisions by consensus.)。

漕ぎ着けた経緯⁴⁰⁾もあり、そもそもインドは CD における CTBT 交渉を事実上頓挫させることに成功している。また、CTBT の発効要件に加えて、条約交渉時には時限的核廃絶の考え方が採用されていないこと、核実験の禁止範囲が「核爆発実験」に限定され爆発を伴わない実験が含まれていないことにも反対していた。NPT 関連会議と異なり、インド代表团も出席する国連軍縮委員会 (UNDC) において、2003 年会期には核軍縮を取扱う第一作業部会において NPT に関連する文言の削除を強く主張し譲歩せず最終的に「核軍縮を達成するための方法及び手段」作業文書⁴¹⁾を葬り去ったが、このようなインドの態度から看取されるのは、核実験を禁止する CTBT の成立を望まなかった本音は NPT との関連性も無視し得ない要因のひとつではないかとも思われる。

(ハ) FMCTの構想

核兵器開発を質的に妨げるのに効果的であるとされるのが上記の CTBT であるが、他方、高濃縮ウラン又はプルトニウム等兵器用核分裂性物質の生産を禁止することにより核兵器開発に量的な上限を設けるのが FMCT⁴²⁾の構想であり、核実験禁止とともに核軍縮の課題として議論され、1978 年に開催された第 1 回軍縮特別総会最終文書⁴³⁾にも言及されている。インドは米国との原子力協力を進める上でも同条約交渉に協力を表明している他、2009 年 10 月 8 日に行われた国連総会第一委員

40) 同条約案はベルギーが CD/1472 として CD に再提出し、更にオーストラリア等が主導提案国となり国連総会に A/50/L.78 として提出された後、1996 年 9 月 26 日に A/50/245 として最終的に採択 (賛成 158、反対 3 (ブータン、インド及びリビア)、棄権 5 (キューバ、レバノン、モーリシャス、シリア、タンザニア))。

(Keith Hansen, *The Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty An Insider's perspective*, Stanford university press 2006 pp180-181 に掲載された投票結果記録による)

41) Ways and means to achieve nuclear disarmament (A/CN.10/2003/WG.I/WP.1/Rev.1), March 31, 2003 同文書はインドが NPT 関連文言の受入れを全て拒否したため廃案になった。(http://www.reachingcriticalwill.org/political/dc/papers03/wkg1.pdf に掲載)

42) CD, Report of Ambassador Gerald E Shannon of Canada on Consultations on the Most Appropriate Arrangement to Negotiate a Treaty Banning the Production of Fissile Material for Nuclear Weapons or Other Nuclear Explosive Devices (CD/1299), 1995 FMCT 担当調整官であったシャノン・カナダ軍縮代表部大使 (当時) が取りまとめた条約交渉マンデート。(http://www.reachingcriticalwill.org/political/cd/shannon.html に掲載)

43) Final Document of the Tenth Special Session of the General Assembly, SSOD-I, 1978, P9 最終文書のパラ 50 サブパラ (b) 後段に FMCT の考え方につき言及。

(http://www.un.org/disarmament/HomePage/SSOD/GA10thSpSes1rstSpSeson%20Disarmament.pdf に掲載)

会一般討論⁴⁴⁾においても、インド首相による 2006 年 8 月のステートメントを引用し、自らを「核兵器国」且つ国際社会の責任あるメンバーの責務であるとしつつ、インドの安全保障上の利益が完全に保護される (fully addressed) との条件付で FMCT への支持を表明している。確かに、インドは FMCT につき、非差別的な、多数国間の、国際的に検証可能な「核兵器及びその他の核爆発装置」用の核分裂性物質の生産を禁止する条約として CD での交渉に参加する用意があるとしているものの、手続事項及び実質事項全ての決定をコンセンサスで行う CD においてのみ交渉に応じるとする姿勢は、換言すれば、CD において FMCT 交渉が仮に始まったとしても CTBT 交渉と同様にインドが望むものでなければ拒否することも不可能でないことを意味する。ちなみに、2006 年会期 CD での FMCT 関連特別セッションにおいて、インドが従前より表明している同条約についての立場に加えて、同条約が将来生産される核分裂性物質のみを対象とすべしとしており⁴⁵⁾、インドは同条約がいわゆる「ストック」、即ち既に生産済みの核分裂性物質を規制の対象にしないことを前提とした FMCT を念頭に置いているものと推定される。

(3) 「事実上の核兵器国」への道

1. (1) (イ) で述べたとおり、インドの核兵器開発の動機は近隣の中国及びパキスタンといった自国の地域的安全保障上の懸念から出発している。更に言えばこれら核兵器を保有する国に対抗するための手段として核保有を妨げることになる NPT が成立し、1974 年の核実験を契機として原子力供給国グループ (NSG) による原子力輸出管理体制が強化され、1995 年 NPT 運用検討・無期限延長会議により NPT の無期限延長が決定されインドを含む NPT 未締約国に対する包囲網が強化されて国際社会からの圧力が一層強くなったこと、その翌年には CD において条約案

44) 第 54 回国連総会第一委員会一般討論におけるインド代表演説 (2009 年 10 月 9 日)
(http://www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com09/statements/8Oct_India.pdf に掲載)

45) Statement by Jayant Prasad, Ambassador and Permanent representative of India to the Conference on Disarmament, 17 Mai 2006
(<http://www.reachingcriticalwill.org/political/cd/speeches06/17MayIndia.pdf> に掲載)

採択を阻止することに成功したものの、CTBT が国連総会により採択されたことにより核兵器開発に不可欠な核実験が全面的に禁止されてしまったという背景事情があるように思われ、インドを取り巻く国際的な核不拡散体制の強化に全面的に抗する形で核兵器開発を進めて来た姿がそこに見える。

1974年の核実験によりインドによる核開発疑惑が明るみになってから既に40年以上も経過しており、その間に核弾頭数に換算して100発分以上のプルトニウムを保有していると推定されることに加えて、アグニ III 型ミサイルの発射実験もそうであるが、運搬手段の研究開発を含めインドは国際社会の懸念にもかかわらず着実に核戦力の強化を進めている。その一方でかかる核開発を正当化するための理論武装として核ドクトリンが作成され、自国の安全保障を理由にインドの核兵器開発を正当化する核政策と矛盾しない形でNPT、CTBTといった核関連軍縮条約に対する立場が形成され国際場裏で表明され、いい意味でも悪い意味でも、インドの核政策にかかる主張は首尾一貫しているのが特徴的であると言えよう。

3. 米国との民生原子力協力（米印合意）

（1）インドの民生利用施設分離計画⁴⁶⁾

本稿冒頭でも述べたとおり、2006年3月ブッシュ米大統領がインドを訪問した際に、米印間で原子力協力を進める上で前提の一つとなる原子力施設の分離計画最終案が両国間で合意された。インド側の公式報告⁴⁷⁾によると、5項目の原則に基づき実施されるとしている。即ち、①透明性を確保しつつ信頼性があり、実現性があり、実施可能なものであること、②7月18日の声明に合致したもの、③インドにおける3段階原子力開発計画を予断するものでなく、インドの国家安全保障及び研究開発に合致したもの、④実施に際し費用対効果に優れていること、⑤インドの議会

46) India's Nuclear Separation Plan: Issues and Views, Congress Research Service, 2006, P8 (<http://fpc.state.gov/documents/organization/78330.pdf> に掲載)。なお当初はこのような形で対外的に明らかになったが、後述のとおり2008年8月にはIAEA回章INFCIRC/731として正式に発表。

47) India's Nuclear Separation Plan: Issues and Views, Congress Research Service, 2006, op.cit., P16

及び世論に受け入れられるべきもの、であるとしている。

以上の原則にもとづき、インド側から提示された合意された民生用及び軍事目的の原子力施設の分離計画の概要は、①既に保障措置の下に置かれている 6 機に加えて 8 機の動力炉（RAPS3,4,5,6;KAPS1,2;NAPS1,2）を保障措置の対象とする、②インドが民生用であると申告する場合にのみ将来の動力炉を保障措置下に置く、③核燃料複合体の施設の中には 2008 年中に民生用施設であると特定されるものもある、④9 つの研究施設及び 3 つの重水製造施設は民生用と申告されるが保障措置には不適切、とするものである。他方で、①8 つの動力炉（Kaiga 1,2,3,4;MAPS1,2;TAPS3,4）、②建設中の高速増殖実験炉（FTBR）及び同原型炉（PFBR）、濃縮施設、濃縮施設、使用済み燃料再処理施設（すでに保障措置が適用されている動力炉燃料再処理施設を除く）、研究炉 3 機（CIRUS 炉、Dhruva、先進重水炉）、重水工場および軍関係工場はこの分離計画の対象外とされている。2014 年までに 14 機の原発が保障措置の対象となるとされているのみで、インドはこれらの施設から兵器用核分裂性物質を生産し続けることが不可能ではないのが実情である。

（2）米印合意を巡る 2 つの対立する見解

上述のように、インド国内の 22 機の原子力発電所のうち合計 14 機が新たに IAEA 保障措置の下におかれることは核不拡散及び核セキュリティの観点から歓迎すべきであるが、高速増殖実験炉、原型炉及び軍事関係施設等には保障措置が適用されず、また民生用であるか軍事用であるかについてもインド政府が独自に判断するものとされており、核不拡散上の懸念を完全に払拭出来ない状況にある。

他方、インドをエネルギー事情の観点から見ると、インドは人口 10 億 2700 万人（2001 年国勢調査結果であり、人口増加率は 1.95%）を擁する大国で、米国、ロシア、中国に次ぐ世界第 4 位のエネルギー消費国であり、今後とも石油、石炭等化石燃料消費が増加の見通しである。最終エネルギーの消費量は過去 10 年間でおよそ 1.5 倍まで増加し、他方国内の原油生産量はほぼ横ばいで推移しており、石炭需要も今後とも増加の見込みであり、今後経済成長に伴い、2030 年にはエネルギー需

要が現在の2倍にも増加するとの予測データもある⁴⁸⁾。このようにインドはエネルギーの大消費国であり、将来、アジア及び世界のエネルギー需要・価格、環境問題に大きな影響を与えうるものであり、エネルギー・セキュリティー強化の観点から、石油備蓄の推進、省エネルギーの推進、エネルギー供給源の多様化を促すことが必要とされている。

このような次第もあり、米印合意を巡っては2つの相反する見解が対立し、2005年以降の核軍縮・不拡散の世界でもっとも議論を惹起した問題の一つである。インドはNPTへの加入を拒否しつつ合計6個の核爆発装置による核実験を実施するなど核開発計画を着実に進めており、いわば「前科」がある国に対する原子力協力の是非が問われることとなった。他方、米印合意推進派は本問題の環境的側面及びインドを国際的核不拡散体制に取り込んでいく観点や部分的にでもインドの原子力を保障措置下に置く意義に着目し、インドが特に石炭、石油といった化石燃料のエネルギーを大量に消費国する国であることからかかる原子力協力の必要性を説くが、以下両論陣の代表的な意見を基に概観する。

(イ) 本件米印合意に肯定的な見方

2006年4月5日、コンドリーサ・ライス (Condoleezza Rice) 米 국무長官 (当時) は米国議会上院においてインドとの原子力協定支持の理由につき説明を行い、インドの不拡散政策との関連では、これまでのインドに対する不拡散政策は1998年の核実験を阻止するためには効果的でなかったばかりか、当該地域の安定に資するものではなく、また、インドを世界的な核不拡散政策から孤立させるだけのものであったとして、米印合意の重要性は、二国間の戦略的協力の強化、エネルギー安全保障の強化、環境保護の推進、産業への参入機会の増加、国際不拡散体制の強化にあるとして上院に米印協力の必要性を説明している⁴⁹⁾。なお、その後の二国間首脳による共同声明等では民生原子力協力以外の事項についても包括的に捉えられて

48) World Energy Outlook 2007 Executive Summary: China and India Insight, International Energy Agency, P7 (<http://www.worldenergyoutlook.org/2007.asp> に掲載)

49) Questions for the Record Submitted to Secretary of State Condoleezza Rice by Senator Richard Lugar (#1c) Senate Foreign Relations Committee April 5, 2006 (http://lugar.senate.gov/reports/Lugar_India_Responses_Rice.pdf に掲載)

いる中で、特に民生原子力協力が優先的に扱われた背景理由については、在米インド大使館の核関連政策広報にかかるウェブ・サイトの充実振りから、インドが核分野を重視していることが看取され、とりわけ核関連の米印二国間協力の進展を強く希求していたのではないかと筆者は見ている。

(ロ) 米印合意に否定的な見方

1995年のNPT運用検討・無期限延長会議議長及び元国連軍担当事務次長の職にあったジャヤンタ・ダナパラ (Jayanta Danapala) 大使が2008年8月に広島、長崎及び東京を訪問した際に米印合意に対して強い懸念を表明し、NPT未締約国であるインドに対して、「例外的措置」として原子力協力を可能とすることは、全世界レベルで不拡散体制に壊滅的な影響を与えかねないとしている⁵⁰⁾。また、地政学的にも、米印合意が核軍備分野における競争を激化させかねず、南アジア地域の不安定化に繋がる可能性があるとして警告している。

また同氏の懸念表明に先立ち、2007年5月14日に米国の核軍縮・不拡散分野の著名専門家は米国議会に抗議書簡⁵¹⁾を発出している。日本国内でも多くの軍縮関連NGOを中心の不拡散体制を弱体化させるものであるとして強い懸念が表明されていたが、その中でも特に学界関係者の見解を引用すると、鈴木達二郎東京大学公共政策大学院教授は特に以下の点につき米印合意の危険性を指摘している⁵²⁾

i. インドに対して例外的扱いを認めることにより、核不拡散体制およびの規範の弱体化に繋がりがねない。

インドは、高速増殖炉や使用済み燃料再処理施設をIAEA保障措置の下に置かず、申告方法も任意のものとされており、原子力の平和的利用に限定す

50) 「米印合意は深刻な違反」原子力資料情報室 (CNIC)

(<http://www.cnic.jp/modules/news/article.php?storyid=681> に掲載)

51) “Ensure Nuclear Cooperation with India Is Consistent with the Law”; addressed to the US congress from the disarmament and non-proliferation experts, 2007,

(<http://www.armscontrol.org/pdf/20070515letteronUSIndia123House.pdf> に掲載)

52) 2008年8月20日「米印合意及び123協定、現状と日本の課題」、鈴木達二郎東京大学公共政策大学院教授による報告 (<http://www.pnnd.jp/update/pdf/2008.02.20date.pdf> に掲載)。なお、関連する特筆すべき報告として2006年9月に同志社大学で開催された日本輸出管理学会での浅田正彦京都大学法科大学院教授による報告「米印原子力合意と核不拡散体制」等が挙げられる。(<http://www.cistec.or.jp/jaist/shiryuu/kenkyuu3/shiryuu2-1.pdf> に掲載)

ることが困難である。また、インドに対する例外化の措置は核不拡散体制を更に不公平なものとし、結果として、核不拡散体制を弱体化させる。

- ii. インドが自国の核兵器開発強化に米印合意を利用するであろうことは明らかである。

インドが核実験を実施した際の矯正措置につき不十分な措置しか規定されていない。インド国内の大半の原子炉が IAEA の保障措置下に置かれているが、インドは一部の原子炉を IAEA 保障措置下に置いておらず、これらの炉で生産された核分裂性物質を核兵器製造に使用可能である。

- iii. IAEA 包括的保障措置を受けていない国に対して、濃縮・核燃料の再処理といった機微技術を移転することは NSG の原則及び慣行に反する

NSG ガイドライン (INFCIRC/254/Rev.8/Part1) のパラ 6 に示された NSG の基本方針に反するものである。

(ハ) 米印合意についての主要な論評等から纏めると、米印合意の是非を巡っては概ね以下の根拠を基に議論が展開されている。

○米印合意を支持する根拠

- エネルギー安全保障上の利益
- 化石燃料使用低減による地球温暖化対策及び環境の保護
- 国際社会におけるインドの戦略的重要性
- 原子力産業等商業的活動上の利益との比較衡量
- インドの国際的不拡散体制への取り込み

○米印合意を否定的に捉える根拠

- NPT を基礎とする核不拡散体制に対する悪影響
- インドが例外的に扱われるとする「ダブル・スタンダード」基準であるとの議論
- 核不拡散体制の抜け穴とならにように輸出管理能力が十分か

(3) 米印合意を構成する文書

国際法的観点から米印合意を見ると、米インド原子力協力協定⁵³⁾及びインド IAEA 保障措置協定⁵⁴⁾が鍵となる国際約束である。他方、国際法上法的拘束力を有する文書ではないが、先述のインドの民生用原子力施設分離計画⁵⁵⁾、NSG 臨時総会 声明⁵⁶⁾ 及び 66 型保障措置モデル協定 (INFCIRC/66/Rev.2) タイプの保障措置の終了時点につき規定した IAEA 理事会文書 GOV/1621⁵⁷⁾ も米印合意を補完する重要な文書である。

(イ) 米印原子力協力協定

米国の「1954 年原子力エネルギー法」第 123 節「他国との協力」の規定は、米国が他国と原子力協力を行う前提として原子力協定を米国と締結する必要があることを義務付けるものであり、この種の原子力協力協定は一般的に「123 協定」⁵⁸⁾と呼称される。同条項の適用は米印合意の場合も例外ではなく、特に 2006 年 12 月米国議会上院でヘンリー・ハイド法⁵⁹⁾が採択されから米印二国間交渉が加速化され、

53) Agreement for cooperation between the Government of India and the United States of America concerning peaceful uses of nuclear energy
(<http://www.hcfa.house.gov/110/press091108h.pdf> に掲載)

54) IAEA, Agreement between the Government of India and the International Atomic Energy Agency for the application of Safeguards to Civilian Nuclear Facilities (INFCIRC/754)
(<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/2009/infcirc754.pdf> に掲載)

55) IAEA, Implementation of the India-United States Joint Statement of July 18, 2005 : India's Separation Plan(INFCIRC/731), 2005
(<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/2008/infcirc732.pdf>)

56) Communication en date du 10 septembre 2008 reçue de la Mission permanente de l'Allemagne auprès de l'Agence concernant une « Déclaration sur la coopération nucléaire civile avec l'Inde » (INFCIRC/734(Corrigé)), 2008
(http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/2008/French/infcirc734c_fr.pdf に掲載)

57) Item 1(b) of the provisional agenda (GOV/1620) (本来は各国代表部関係者のみの配布限定文書であるも <http://svaradarajan.blogspot.com/2008/07/gov1621-full-text.html> に掲載)

58) Paul K.Kerr and Mary Beth Nikitin, Nuclear Cooperation with other countries: primer 2009, Congress Research Service, P1 同資料はいわゆる「1 2 3 協定」の詳細につき説明。
(www.fas.org/sgp/crs/nuke/RS22937.pdf に掲載)

59) The Henry Hyde Act," An act to exempt from certain requirements of the Atomic Energy Act of 1954 a proposed nuclear agreement for cooperation with India"
(http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_bills&docid=f:h5682eh.txt.pdf に掲載)

2007年8月には、米印原子力協力協定が最終的に合意されている⁶⁰⁾。

同協定は先ず、インド政府の意向を踏まえたものと思われるが、高度な原子力技術能力を有する両国間の対等なパートナーとしての精神に基づくとし(前文第5パラ、13条)、米国及びインド間の双務的な二国間国際約束であるも、特に以下の規定が含まれる。

- ▶ 核実験が実施された場合に米側が原子力協力を停止するとともに核分裂性物質の返還を求める権利を有すること
- ▶ 米国は同国からインドに対して核燃料の供給を保障すること
- ▶ 使用済み核燃料の再処理に際しては完全な同意が必要とされること
- ▶ インドは民生用の原子力施設を分離すること

ロ) インド IAEA 保障措置協定 (INFCIRC/754)

この協定は、インド政府の要請を受けて2008年8月1日のIAEA特別理事会での承認を求める必要があったが、同理事会において最終的にコンセンサスで採択されている。これは米国側の関連国内法であるハイド法が、原子力協定の発効要件として、同協定署名前に法的に必要とされる全ての手続きを終了させる必要があると規定しており、米印合意に付随するIAEAとの保障措置協定がIAEA理事会により承認されたことはこの条件が満たされたことを意味する。

このインドIAEA原子力協力協定(INFCIRC/754)は包括的又はフルスコープの保障措置ではなくINFCIRC/66/Rev.2をベースに作成されているが、「インド特有(India-specific)」であるとされている。例えば、前文においてインドが全部ではないにしろ自国の原子炉にIAEA保障措置下に置くこととした理由が言及されており、具体的には原子力協力協定を締結する本質的理由の一つは、核燃料の国際市場へのアクセスの確保であり、外国原子力燃料供給者からの民生用原子炉用核燃料の供給が途絶えた場合にはインドが是正措置を取ることが出来るとしている。

60) Agreement for cooperation between the Government of India and the United States of America concerning peaceful uses of nuclear energy, op.cit., P1

8月1日に合意された文書は署名権限を有する両国の外相により署名され、同協定第16条1項は米インド両国が当該協定発効に必要な国内手続を了した後に外交書簡の交換により発効する旨規定。

また、この原子力協定自体がいわゆる「アンブレラ協定」形式を取っており、インド側に保障措置を適用する施設の選定が委任され、その選定結果を 2009 年以降 IAEA に申告することとなっており（同協定 14 条(a)）、その施設リスト⁶¹⁾は 2009 年 11 月に公表されている。エルバラダイ IAEA 事務局長（当時）はこのアンブレラ方式は保障措置の更なる効率的適用が可能にするものとしているも⁶²⁾、申告方式の形態が不十分であるとの批判的見解もあり⁶³⁾、自らが望まなければ兵器用核分裂性物質を生産するための原子炉を申告せずとも問題とならないという核兵器国との間で締結されている自発的協定（voluntary offer agreement）を想起させるものである。更に、追加議定書についても米国ハイド法が追加議定書締結を前提条件にしているものの、モデル追加議定書との乖離が大きい由であり、補完的アクセスの規定がないこと等の問題点が指摘されている⁶⁴⁾。ちなみに、第 53 回 IAEA 総会に提出された保障措置実施状況報告書⁶⁵⁾によればインドは既に追加議定書に署名済みなる由も、インド IAEA 保障措置協定追加議定書文書は 2009 年末時点でまだ公表されていない。

（４）インドの例外化についての NSG 総会声明の採択

NSG は 1974 年にインドが実施したいわゆる平和的核爆発を踏まえ、非核兵器国に移転された原子力技術が濫用され、原子力協力が核拡散の危険を伴わないように

61) IAEA, Addition to the List of Facilities Subject to Safeguards Under the Agreement (INFCIRC/754 /Add.1), 2009

(<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/2009/infcirc754a1.pdf> に掲載)

62) IAEA, Introductory Statement to the Board of Governors by IAEA Director General Dr. Mohamed ElBaradei, 2008

(<http://www.iaea.org/NewsCenter/Statements/2008/ebsp2008n006.html> に掲載)

63) Peter Crail, IAEA Approves India Additional Protocol, Arms Control Association, 2009

(http://armscontrol.org/act/2009_04/IndiaProtocol に掲載)

64) Peter Crail, IAEA Approves India Additional Protocol, Arms Control Association, 2009 , op.cit.

65) AIEA, Renforcement de l'efficacité et amélioration de l'efficience du système des garanties et application des protocoles additionnels (GC (53)/9) 2009, P4. 同頁の脚注 11 には重要な原子力活動を行っていないながら追加議定書が未発効の 12 か国の国名が列挙され、インドも含まれる。(http://www.iaea.org/About/Policy/GC/GC53/GC53Documents/French/gc53-9_fr.pdf に掲載)

するため、原子力技術等の供給国の自主的規制を目的として設立⁶⁶⁾されたが、皮肉にも米印合意のためのインドの例外化を認めることとなる。NSG における議論の実態を必ずしも正確には反映していない可能性も相当程度あるが、Indian Express 紙の記事によれば、2008 年 8 月頃の主要国は以下のように 3 カテゴリーに分類可能であるとしている⁶⁷⁾。

○米印合意を支持する国：英、フランス、ロシア、ブラジル、日本、オーストラリア、カナダ、ドイツ、フィンランド、南ア

(米印協力はいずれにせよ不拡散体制に資するものとの考え方)

○米印合意に懸念する国：スイス、オーストリア、ノルウェー、中国、NZ、アイランド

(米印合意は不拡散体制を弱体化させるものであり、例外扱いをすべきでない)

○NSG 非参加国で反対している国：パキスタン、イラン、エジプト、マレーシア
(パキスタンは同協力が地域の不安定化をもたらすとして自国にも同様の原子力協力を要求、イランは米国の二重基準政策を批判した上で、同協力がイスラエルの秘密核開発計画を正当化するものとして反対。他方、エジプトとマレーシアは NPT の原則に照らし非核兵器国にとり公正ではないとして反対。)

米印合意にかかるインドの例外化について審議する NSG 臨時総会は 8 月 21 日及び 22 日に開催された由なるも結論が出ず、9 月 4 日から 6 日に再度臨時総会が開催された結果、2005 年 7 月の米印共同声明以降約 3 年間に亘り核軍縮・核不拡散の世界で物議を醸した米印合意にかかるインドの例外化については最終的に承認された。米国 NGO 軍備管理協会 (Arms Control Association) は NPT 未締約国であ

66) IAEA, COMMUNICATION RECEIVED FROM THE PERMANENT MISSION OF THE NETHERLANDS ON BEHALF OF THE MEMBER STATES OF THE NUCLEAR SUPPLIERS GROUP (INFCIRC/539/Rev.1 (Corrected)), 2000 同資料は NSG 解説文書。
(<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/2000/infcirc539r1corrected.pdf> に掲載)

67) «Deal sails through IAEA, braces for some NSG rough weather», Indian Express, 2 August 2008
(<http://www.indianexpress.com/news/deal-sails-through-iaea-braces-for-some-nsg-rough-weather/343673/>に掲載)

るインドとの原子力協力とインドの提示した不拡散上の約束との関係が「不明瞭」なままであるとして批判している。何れにせよ、インドとの原子力協力の扉は開かれ、このことを関係国の原子力産業界が歓迎するであろうことは想像に難くないが、米国に続きフランス⁶⁸⁾等がその跡を追うことになる。

終わりに

2008年12月6日に米インド原子力協力協定が発効し、2009年5月11日にはインドIAEA保障措置協定も正式に発効した⁶⁹⁾。最近でこそ報道等も少なくなったが、一時は核軍縮・不拡散分野の関係者の間でその是非につき大論争を巻き起こした事案である。米国ではブッシュ政権からオバマ政権へと政権交代があり、米印合意の関連文書も殆どが公表された今となつては結果論的ではあるも、この米印合意による真の受益者・不利益を被ったのは誰かという素朴な疑問を感じるのが正直なところである。インドは当初の目論見であつたと思われる「NPT非締約国」としてNSGから「例外化」を認められたこともあり、同国は最大の受益国であろうが、同原子力協定の先鞭をつけた米国も原子力協力分野のみならずその他の戦略分野等も含め協力推進が出来たということで第2の利益享受国であること、米国に続くフランス等についても利益享受者であることにつき、異論を挟む者は少ないであろう。

米印合意については、先述のとおり様々な見解が表明されてきたが、これは筆者の全く個人的見解であるも、人口増加率・エネルギー事情等インドの現状及び将来における世界的な影響の可能性、「敵の敵は味方」ではないが軍備増強に勤しむ国が実在する東アジアにおける地政学的実情を踏まえた戦略的観点、更には非国家主体

68) 2008年9月30日に署名されたフランス・インド原子力協力協定は、仏第5共和制憲法第39条に基づき議会に提出されており、当該協定は批准承認法案第335号 (PROJET DE LOI autorisant l'approbation de l'accord de coopération entre le Gouvernement de la République française et le Gouvernement de la République de l'Inde pour le développement des utilisations pacifiques de l'énergie nucléaire) に添付。
(<http://www.senat.fr/leg/pjl08-335.pdf> に掲載)

69) Paul K.Kerr, *U.S. Nuclear Cooperation with India*, Congress Research Service, 2009, PP2-3 (<http://fpc.state.gov/documents/organization/135952.pdf> に掲載)

によるテロの危険が高まるなかで核セキュリティ上のリスク低減可能性等に鑑みれば、インドとの米印合意の意義は完全に否定されるべきでないと思われ、従って、ぎりぎりの判断としてインドに対する原子力協力につき核軍縮・不拡散に悪影響を与えないように条件を付した上で例外化を認めることは政策的オプションの一つとしてありうるものと思われる。

他方で、NPT を基礎とする核不拡散体制の下では、これまで非核兵器国に対しては包括的保障措置の受託を条件に原子力の平和的利用の権利を保障してきたにもかかわらず、核実験を複数回に亘り強行した国への原子力協力を認めたという説明困難な前例を創設してしまったこと、特にその気になれば兵器用に容易に転用可能な核分裂性物質を生産しうる原子炉の保有を認めてしまったことは、今後の核不拡散体制に対する悪影響を考えるとその帰趨を予想しえないところがあり、興味深いことに核兵器国フランスの国防省関係者も核不拡散に対する悪影響を認めている⁷⁰⁾。先述のパーコビッチ博士の委託研究論文でも明確に「ダメージ」との表現が使用されており、交渉過程の詳細を承知しない筆者が軽々しく論じるべきではないのかもしれないが、少なくともこの点については、インドを核不拡散体制に取り込む上で一定の成果はあったものの、インドにより強い核軍縮・核不拡散義務を課すためのさらなる条件闘争の余地があったのではないかと思われる。

2009 年 1 月には米国で米印合意を推進したブッシュ大統領に代わりオバマ大統領が就任し、オバマ政権下で核軍縮についても新たな世界的潮流の潮目が変わる中で、同年 5 月 29 日、CD で 12 年振りに作業計画が採択⁷¹⁾されたことは画期的な出来事であった。主要国政府は直ちにかかる動きを歓迎する声明を発表し、長年の懸

70) Baskar Rosar, *Le deuxième âge nucléaire indien. Portée et limites de la diplomatie nucléaire d'une puissance pivotale*, AFRI 2006, volume VII, P284. 同論文は、NSG の例外化決定につき、核不拡散の闘いを根底から傷つけるもの (*porter atteinte aux fondements mêmes de la lutte contre la prolifération nucléaire.*) と評している。

(<http://www.afri-ct.org/IMG/pdf/rozas.pdf> に掲載)

71) CD, Decision for the establishment of a Programme of Work for the 2009 session (CD/1864), 2009 2009 年 5 月 29 日に開催の第 1139 回本会議にて採択 (1998 年 8 月 11 日にも FMCT 交渉特別委設置の決定(CD/1574)が採択されたことがあったが、会期末に近い時期であったこともあり、実質的な交渉は行えず、翌 1999 年以降も停滞状況が継続。)(<http://www.reachingcriticalwill.org/political/cd/papers09/2session/CD1864.pdf> に掲載)

案であった FMCT 条約交渉も近いうちに始まるかに見えた。しかしながら、その 1 か月後にはインドと国境紛争を抱えるパキスタンが同国の安全保障上と関連する国益を理由として、CD での交渉開始をブロックした⁷²⁾。これは米インド間の原子力協力が進展すると兵器用に転用可能な核分裂性物質が増える可能性につながり、インドの脅威が高まるとしてパキスタンが核不拡散体制に対する政治的柔軟性を失ってしまった証左であると思われる、米印合意は世界的な核不拡散体制の中で一部の国のみが利益を得、中長期的には NPT 体制及び多くの国が間接的な不利益を被る可能性がある構図がそこに見える。オバマ米国大統領によるプラハ演説等に見られるように世界的に核軍縮推進に向けた雰囲気醸成されつつあるにもかかわらず、米印合意の負の影響の一つとして、コンセンサス・ルールによる縛りもあり全世界的な政治的支持なくしては軍縮条約の交渉開始が容易でない CD を初めとする国連軍縮関係機関 (UN Disarmament Machinery) における核軍縮関連議論は逆に進みにくくなったように筆者は感じている。現に 2010 年会期第 1 部の CD 本会議初日 (同年 1 月 19 日) から議題に関する決定案 (CD/1870/Rev.2) が採択出来ずに空転⁷³⁾ するなど、CTBT 交渉に続く次の多数国間軍縮条約の正式交渉が何時開始できるのか不透明な状況が当面続きそうである。

本稿を終えるに当たり、最後に軍縮問題を新たな視点から観ることを辛抱強くご指南頂いたジャン・フランソワ・ギョディス (Jean-François Guilhaudis) グルノーブル第 2 大学国際安全保障・欧州協力研究センター (CESICE) 名誉教授及びこれまで様々な形で指導頂いた外務省内外の諸先輩への謝意を表明するとともに、特に核兵器の使用により命を奪われた広島及び長崎の罪なき文民被害者の方々への鎮

72) CD, Letter from the permanent representative of Pakistan entitled "Pakistan subscribes to the goals of nuclear disarmament and non-proliferation" (CD/1871), 2009 (<http://www.reachingcriticalwill.org/political/cd/papers09/3session/CD1871.pdf> に掲載)

73) UNOG ウェブ・サイトの 2010 年 1 月 19 日付け CD 関連報道発表 ([http://www.unog.ch/80256EDD006B9C2E/\(httpNewsByYear_en\)/A36511C647E81DD5C12576AB003AF5B7?OpenDocument](http://www.unog.ch/80256EDD006B9C2E/(httpNewsByYear_en)/A36511C647E81DD5C12576AB003AF5B7?OpenDocument) に掲載) なお、2010 年 2 月 18 日に開催された CD 本会議にてパキスタン代表は米印合意、FMCT 等についての同国の立場を改めて表明。 (http://www.reachingcriticalwill.org/political/cd/2010/statements/part1/18Feb_Pakistan.pdf に掲載)

魂の思いを新たにしつつ、筆を置くこととしたい。

(筆者は外務省総合外交政策局国際組織犯罪室課長補佐)